

## 全国に広がる 適格消費者団体の輪

消費生活ネットワーク新潟は、令和3年10月に全国で22番目の適格消費者団体として認定を受け、これまで活動していますが、その後も、鹿児島、沖縄、山梨、奈良と、新たな認定団体が続き、現在は26の適格消費者団体が全国各地で活動している状況です。

それぞれの適格消費者団体は、各地で差止申入活動や消費者支援活動に取り組んでいますが、その成果をより効果的に広げていくために、年に2回、全国の適格消費者団体等が集まる「適格消費者団体連絡協議会」を開催し、情報交換をしています。

この連絡協議会では、各団体の活動報告や、差止申入に関する法的な課題の検討、法改正に関する議論、団体の運営方法やこ

適格消費者団体消費生活ネットワーク新潟  
理事長 堀田 伸吾

れら認定を目指す団体へのアドバイスなど、多岐にわたる協議が行われています。

新潟からも、毎回、役員が参加していますが、最先端の情報が得られるだけでなく、何より、全国各地で同じ志を持ったたくさんの方々が熱心に活動している姿に励まされ、心強さを感じる場となっています。

連絡協議会は、各地の団体が持ち回りで幹事となって開催しておりますが、いよいよ近いうちに、当団体にもその順番が回ってくることとなりました。当団体として初のお役目になりますが、全国に広がる連携の輪の一員として、当団体のこれまでの取り組みを積極的に発信しながら、協議の場で得られた情報を新潟での活動にも還元していきたいと思っております。

## 新潟県受託事業「2023年度 消費者志向経営普及啓発セミナー」のご報告

### 第1回 10/17(火) 13:30~15:30

新潟県立生涯学習支援センター

第1部 消費生活ネットワーク新潟

第四北越銀行 様

第2部 グループでの意見交換

(参加者：会場 23名 Web 9名)

### 第2回 12/14(木) 13:30~16:00

メディアシップ日報ホール

第1部 事業者の取り組み報告

カルビー株式会社 様 第四北越銀行 様

日本基板ネットワーク 様

NPO法人アジアクラフトリンク 様

第2部 登壇者セッション

グループでの意見交換 (参加者：会場 28名)

※詳細は報告書をご覧ください

昨年度に引き続き、新潟県受託事業「消費者志向経営普及啓発セミナー」を2回開催し、延べ60名の皆様にご参加をいただきました。

売り手よし・買い手よし・社会よし・従業員よし・地球よし・未来よし(6方よし)に取り組む県内で活動される事業者の方々の報告と、消費者と事業者が直接意見交換する双方向コミュニケーションも実施して、「活動の参考になる目標が見つかった」「安ければよいという発想だったが、六方のことを考えていく必要があると気づいた」「議論の足りない部分を次の機会に期待する」などの感想もあり両者の共創を実感いたしました。

また、事業者の当たり前に行っている消費者対応の「見える化」が消費者志向経営のひとつであることも分かってきました。

## 2023年度 消費生活に関する学習会のご報告

(参加者：会場 16名 Web 19名)

◆日時：2023年11月9日(木) 13:30~15:30 会場：勤労福祉会館2階研修室

◆「健康食品・機能性表示食品等の広告のミカタ」

◆講師：公益社団法人 日本広告審査機構(JARO) 審査部 佐藤 由希 氏

第1部「健康食品の種類と広告のルール」では、法律と具体的な事例をもとに気を付けるポイントを講義いただき、第2部「ダメダメ広告を見つけよう!」は参加者がグループに分かれ、活動委員会が用意したチラシや新聞広告を見て「嘘・大げさ・まぎらわしい」広告を探す体験を行いました。

事業者の参加もあり、イラストや多くの事例がわかりやすく大変参考になったと好評でした。

## 検討委員会

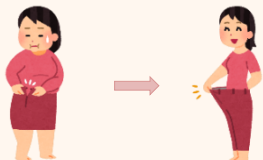
皆さまからの情報提供により、不当な規約・約款などが改善されました。  
詳細はHPをご覧ください。 （2023年9月～2024年2月29日現在）

事業者	概要
共栄タイヤサービス （レンタカーサービス）	借受人は・レンタカーが利用できない場合の損害を自社に請求できない・中途解約の場合高額な手数料を支払う。自社は・返還後の忘れ物の責任を負わない・指定返還場所以外は高額な回送費用を請求するなどの規約に関し是正するよう2018年に申し入れをしました。事業者より民法改正で参考とする標準約款が改正されるのを待っていると回答がありました。以降連絡なく2022年8月、2023年6月督促状を発送しました。11月回答がない場合裁判を予定する旨を付して督促したところ、12月、事業者より規約を改正したと回答があり、申し入れ通り修正された内容を確認し終了しました。
トレイルランナーズ （トレラン運営）	エントリー料金の返還、傷病発生時の責任・補償、レース中止時の参加費、キャンセル料などの消費者に不利な規約を改めるよう3月申し入れました。4月一部改訂の回答が届き5月再申し入れを行いました。10月に再申し入れを反映したと来年度の規約が届きましたが、2024年2月、新規約に対し改めて申し入れを行いました。
(有) 三興開発 （賃貸住宅の契約）	賃貸契約における更新の通知が借主に不利な条項、家財や残置物の一方的な撤去、賃料延滞の際の不当な手数料、建物の修繕費等借主に不利な条項等の削除や改定について6月に申し入れました。7月事業者より一部修正の回答がありましたが、不十分のため10月再申し入れしました。事業者より修正の回答が届きました。2024年1月、修正後の規約に対し再々申し入れを行いました。

情報提供のお願い

不当契約・不当解約拒否・不当勧誘などの  
消費者トラブルや被害情報をお寄せください

## 活動委員会



活動委員会は消費者の目線で、消費者の誤解を招きかけない広告などについて事業者に問合せて、分かりやすい表現に変えてもらえるように任意の要望をしています。

今回は消費者に誤解を与えかねない機能性表示食品の広告が改善されたことのご報告です。

「12週間飲み続けたらお腹の脂肪が17cmも減少」、「管理栄養士もおすすめ」、大きく数値が下がっているように見える「腹部全脂肪面積減少データ」のグラフ、有名人〇〇さんも実感「あんなに気になっていたお腹の脂肪が減って驚き！」、「全国から喜びの声が」などのキャッチコピーと一緒にbefore・afterと思われる写真が載っていた雑誌広告について、当委員会は、「広告の全体のイメージからこれは健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上問題となる表示事例にあたるのではないか」との問合せを行いました。

その結果、事業者は2枚の写真の腹部の印象の差異が大きいことが、あたかもbefore・afterであるかのような誤解を与える可能性があり得ることを認めて、どちらの写真も肥満度の高い写真に差し替えました。また、あたかも自社商品の試験結果のようなグラフの下には「自社商品による試験結果ではない」との表示も追加されました。

当委員会の問合せに対して部分的ではありましたが表現を変更してもらえたことに少し手ごたえを感じています。これからも消費者の視点でおかしいと思うことを追求していきたいと思えます。

あなたも一緒に活動委員会で活動してみませんか！ ホームページからご連絡ください。

2024年6月15日（土） 勤労福祉会館2階 研修室

通常総会 13：30～14：30

総会記念講演 14：45～16：00

講師 拝師 徳彦 氏 適格消費者団体 NPO法人 消費者市民サポートちば 理事長  
千葉マリン法律事務所 所長

詳細は、後日  
ご案内いたします

総  
会  
日  
程

一向に減らない訪問販売や通信販売のトラブルの現状をお話いただき、  
解決に向けた法改正の必要性をお話いただきます。